

遠別町職員懲戒処分等の指針

平成28年8月 改正

遠 別 町

遠別町職員懲戒処分等の指針

平成22年6月3日

平成27年7月1日 改正

平成28年8月1日 改正

1 目的

職員の懲戒処分等の標準的な量定及び公表の基準を明らかにすることにより、町民の公務に対する信頼感を確保し、職員が公務員として高い倫理観を保持し、町民に信頼される職員として行動するよう本指針を制定する。

2 指針の構成

第1 基本事項

この指針は、任命権者が懲戒処分等を行う際の職員の非違行為について、標準的な処分量定を掲げたもので、具体的な量定については、

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 4 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 5 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に考慮の上判断するものとする。このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分量定以外とすることもあり得るところである。

また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象になり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いの他、人事院の懲戒処分指針、他自治体の例を参考としつつ判断するものとする。

【標準例に掲げる処分量定より重いものとすることが考えられる事例】

- 1 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- 2 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- 3 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- 4 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- 5 処分の対象となり得る複数の非違行為を行っていたとき

【標準例に掲げる処分量定より軽いものとすることが考えられる事例】

- 1 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- 2 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 職員の身分を意に反して失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職は保持するが、職務に従事させず給与も支給しない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の10分の1以下を減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ戒める処分

2 指導上の措置

監督の地位にある者が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1に当たらない次のもの

- (1) 訓告 任命権者名で文書により行う注意
- (2) 文書嚴重注意 任命権者又は所属長名で文書により行う注意
- (3) 口頭嚴重注意 任命権者又は所属長が口頭により行う注意

第3 対象者

地方公務員法第3条第2項に規定する一般職員(臨時職員を含む。)

第4 標準例

1 一般服務関係

項目	行為等の様態	標準量定
欠勤	(1) 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	(2) 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	(3) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
休暇の虚偽申請	病気休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の申請をした職員	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
職場内の秩序を乱す行為	(1) 暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	(2) 暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職

個人情報の目的外収集、目的外使用及び紛失等	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集し、若しくは職務上知り得た個人情報を流出させた職員	減給又は戒告
違法な職員団体活動	(1) 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、ストライキ等の争議行為を行い、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	(2) 地方公務員法第37条第1項前段の規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告
入札談合等に関する行為	町が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	免職又は停職
営利企業等への従事制限違反	地方公務員法第38条の規定に違反して、営利企業の役員の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続き又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの兼業を行った職員	減給又は戒告
セクシャル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的言動)	(1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	(2) 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言葉、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等(以下「性的な言動」という。)を繰り返した職員	停職又は減給
	(3) (2) の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積により精神疾患を患ったとき。	免職又は停職
	(4) 相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った職員	減給又は戒告
パワーハラスメント (職務上の権限を背景に職務の範囲を超えて人格を侵害する言動)	職務上の指導範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動(過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格の否定(無視することを含む。)等を継続的に繰り返した場合	停職、減給又は戒告

公務員倫理違反	賄賂を収受した職員	免職又は停職
法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適切な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は町民等に重大な損害を与えた職員	停職、減給又は戒告

2 公金等取扱関係

項 目	行 為 等 の 様 態	標準量定
横領	公金又は公有の財産を横領した職員	免職
窃取	公金又は公有の財産を窃取した職員	免職
詐欺	人を欺いて公金又は公有の財産を交付させた職員	免職
紛失	公金又は公有の財産を紛失した職員	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公有の財産の盗難に遭った職員	戒告
公有財産の損壊	故意に、職場において公有の財産を損壊した職員	減給又は戒告
出火・爆発	過失により職場において公有の財産の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
給料・諸手当の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して給料・諸手当を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給料・諸手当を不正に受給した職員	減給又は戒告
公金又は公有の財産の処理不適切	自己保管中の公金の流用等公金又は公有の財産の不適切な処理をした職員	減給又は戒告
コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告

3 公務外非行関係

項 目	行 為 等 の 様 態	標準量定
放火	放火をした職員	免職
殺人	人を殺した職員	免職
傷害	人の身体を傷害した職員	停職又は減給
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告

器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
横領	(1) 自己の占有する他人の物を横領した職員	免職又は停職
	(2) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員	減給又は戒告
窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃盗した職員	免職又は停職
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職

詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
賭博	(1) 賭博をした職員	減給又は戒告
	(2) 常習として賭博をした職員	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員	免職
酒に酔っての礼儀を欠く言動等	酒に酔い公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく礼儀を欠く又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した職員	免職又は停職
痴漢行為	公共の乗り物等において痴漢行為をした職員	停職又は減給
盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員	停職又は減給

4 監督責任関係

項目	行為等の様態	標準量定
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給